

河川関係災害対策部 体制発令基準

◇ 風水害

注意体制	第 1 警戒体制	第 2 警戒体制	非常体制
① 大雨、洪水、及び高潮に関する注意報が発令され、対策部長が必要と判断したとき。 ② 台風の本邦上陸が予想され、対策部長が必要と判断したとき。 ③ 流域平均累加雨量が50mmになり、対策部長が必要と判断したとき。 ④ 中角、深谷及び高塚水位観測所のいずれかの水位が、水防団待機水位を越すと予想されるとき。 ⑤ 鳴鹿大堰の操作体制をとる必要があるとき。 ⑥ 水門、閘門、樋門、樋管等の操作体制をとる必要があるとき。 ⑦ 対策部長が必要と判断したとき。 ⑧ 河川部関係風水害対策本部長が指示したとき。	① 大雨、洪水、及び高潮に関する警報が発令され、対策部長が必要と判断したとき。 ② 台風の近畿地方接近又は上陸が予想されるとき。 ③ 流域平均累加雨量が100mmになったとき。 ④ 中角、深谷及び高塚水位観測所のいずれかの水位が、氾濫注意水位（警戒水位）を越すと予想されるとき。 ⑤ 九頭竜川・北川に氾濫注意情報（洪水注意報）の発表が必要と予想されるとき。 ⑥ 鳴鹿大堰の操作の必要があるとき。 ⑦ 水門、閘門、樋門、樋管等の操作の必要があるとき。 ⑧ 水防活動の必要が予想されるとき。 ⑨ 被害の発生が予想されるとき。 ⑩ 対策部長が必要と判断したとき。 ⑪ 河川部関係風水害対策本部長が指示したとき。	① 流域平均累加雨量が200mmになったとき。 ② 中角、深谷及び高塚水位観測所のいずれかの水位が氾濫注意水位（警戒水位）を越え、尚上昇すると予想されるとき。 ③ 九頭竜川・北川に氾濫警戒情報（洪水警報）の発表が必要と予想されるとき。 ④ 兼用道路に係る交通規制が予想されるとき。 ⑤ 甚大な被害の発生が予想されるとき。 ⑥ 対策部長が必要と判断したとき。 ⑦ 河川部関係風水害対策本部長が指示したとき。	① 中角、深谷及び高塚水位観測所のいずれかの水位が、計画高水位又は氾濫危険水位を越えたとき。 ② 九頭竜川・北川に氾濫危険情報、氾濫発生情報（洪水情報）が発表されたとき。 ③ 甚大な被害が発生したとき。 ④ 対策部長が必要と判断したとき。 ⑤ 河川部関係風水害対策本部長が指示したとき。

◇ 地震

注意体制	警戒体制	非常体制
① 通報震度観測所で震度4の地震が発表または観測されたとき。 ② 管内に津波注意報が発令されたとき。 ③ 対策部長が必要と判断したとき。 ④ 河川部関係地震災害対策本部長が指示したとき。	① 通報震度観測所で震度5弱以上の地震が発表または観測されたとき。 ② 管内に津波警報が発令されたとき。 ③ 対策部長が必要と判断したとき。 ④ 河川部関係地震災害対策本部長が指示したとき。	① 通報震度観測所で震度6弱以上の地震が発表または観測されたとき。 ② 管内に大津波警報が発令されたとき。 ③ 大規模災害が確認されたとき。 ④ 対策部長が必要と判断したとき。 ⑤ 河川部関係地震災害対策本部長が指示したとき。

第7条の発令基準

水質事故災害（河川水質）

注 意 体 制	① 直轄管理区間において水質事故が発生した場合 ② 二次災害により水質事故の発生の恐れがあり対策部長が必要と判断した場合 ③ 水質事故により、原因物質の流出防止対策を実施する必要がある場合 ④ 警戒体制または非常体制の後、直轄管理区間及びその流域に及ぼす影響は少なくなったが、河川の影響等の監視が必要な場合 ⑤ 対策部長が必要と判断した場合
警 戒 体 制	① 水質事故により直轄管理区間において、取水停止などの被害の発生または発生の恐れがある場合 ② 対策部長が必要と判断した場合
非 常 体 制	① 水質事故により直轄管理区間において、給水停止などの重大な被害の発生または発生の恐れがある場合 ② 対策部長が必要と判断した場合

水質事故災害（海洋油流出）

注 意 体 制	① 海洋における油流出事故などにより、直轄管理区間に被害が発生する恐れがある場合 ② 対策部長が必要と判断した場合
警 戒 体 制	① 海洋における油流出事故などにより、直轄管理区間に被害が発生した場合 ② 対策部長が必要と判断した場合
非 常 体 制	① 海洋における油流出事故などにより、直轄管理区間に重大な被害が発生または発生の恐れがある場合 ② 対策部長が必要と判断した場合

※参 考

1. 水質事故

水質事故とは公共用水域（①、河川、湖沼、沿岸海域その他公共の用に供される水域。

②、①に接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路（公共下水道及び流域下水道であって終末処理場を設置しているものを除く））において以下のような水質異常が発生した場合を想定している。

- ・ 油類の流出、浮遊
- ・ 有害物質（シアンや農薬、化学物質、酸、アルカリ等）の流出
- ・ 魚の斃死（有害物質によるもののほか、酸欠によるものを含む）
- ・ 濁水（薬品や塗料による濁水や工事等による人為的な濁水。なお、出水等による自然現象による濁水は除く）

2. 水質事故による被害

水質事故による被害とは以下の場合を想定している。

- ・ 上記の水質事故により取水停止や給水停止が行われた場合（未然防止のための取水停止、農業用水の取水停止を含む）。
- ・ 事故発生箇所の下流に取水施設が無い等の理由で取水停止は行われていないが、有害物質の流出や油の流出により生態系等の河川環境に影響を及ぼしている場合。
- ・ 油や有害物質等の付着により河川管理施設等が汚損している場合。